3　第一項の届書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

一～七　（略）

八　昭和六十年改正法附則第二十八条の規定により支給される遺族基礎年金の受給権者にあつては、次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

ハ　第一項の届出が、昭和六十年改正法附則第二十八条第十項の規定によりその例によるものとされる旧法第六十六条第四項の規定に係るものであつて、経過措置政令第四十六条の二の規定により読み替えられた同項に規定する子、夫の子、孫又は弟妹（十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了した者に限る。）があるときは、当該子、夫の子、孫又は弟妹の前年の所得についての第四十一条第二項第十号ロ及びハ並びに同条第三項各号に掲げる書類

ニ　（略）

4～6　（略）

（所在不明とされた者の申請）

第五十条　（略）

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一～三　（略）

四　昭和六十年改正法附則第二十八条の規定により支給される遺族基礎年金の受給権者にあつては、第四十一条第二項第十号及び同条第三項各号に掲げる書類

3　（略）

（昭和六十年改正法附則第二十八条の規定により支給される遺族基礎年金の受給権者に係る所得状況の届出）

第五十一条の五　昭和六十年改正法附則第二十八条の規定により支給される遺族基礎年金の受給権者は、毎年、指定日までに、指定日前一月以内に作成された第四十一条第二項第十号及び同条第三項各号に掲げる書類を機構に提出しなければならない。ただし、指定日の属する年の前年の所得に関する当該書類が提出されているとき又は当該遺族基礎年金の額の全部につき支給が停止されているときは、この限りでない。

（保険料一部免除の申請）

第七十七条の三　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一～三　（略）

四　前項第二号に規定する期間の属する年の前年の所得が前号イからハまでに掲げる区分に応じ、当該イからハまでに定める金額を超える申請者等にあつては、次に掲げる書類

イ　申請者等の前項第二号に規定する期間の属する年の前年の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに同一生計配偶者等の有無及び数についての市町村長の証明書

ロ　申請者等の控除対象扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書

ハ・ニ　（略）

3　第一項の届書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

一～七　（略）

八　昭和六十年改正法附則第二十八条の規定により支給される遺族基礎年金の受給権者にあつては、次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

ハ　第一項の届出が、昭和六十年改正法附則第二十八条第十項の規定によりその例によるものとされる旧法第六十六条第四項の規定に係るものであつて、経過措置政令第四十六条の二の規定により読み替えられた同項に規定する子、夫の子、孫又は弟妹（十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了した者に限る。）があるときは、当該子、夫の子、孫又は弟妹の前年の所得についての第四十一条第三項各号に掲げる書類

ニ　（略）

4～6　（略）

（所在不明とされた者の申請）

第五十条　（略）

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一～三　（略）

四　昭和六十年改正法附則第二十八条の規定により支給される遺族基礎年金の受給権者にあつては、遺族基礎年金所得状況届及び第四十一条第三項各号に掲げる書類

3　（略）

（昭和六十年改正法附則第二十八条の規定により支給される遺族基礎年金の受給権者に係る所得状況の届出）

第五十一条の五　昭和六十年改正法附則第二十八条の規定により支給される遺族基礎年金の受給権者は、毎年、指定日までに、指定日前一月以内に作成された遺族基礎年金所得状況届及び第四十一条第三項各号に掲げる書類を機構に提出しなければならない。ただし、指定日の属する年の前年の所得に関する当該書類が提出されているとき又は当該遺族基礎年金の額の全部につき支給が停止されているときは、この限りでない。

（保険料一部免除の申請）

第七十七条の三　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一～三　（略）

四　前項第二号に規定する期間の属する年の前年の所得が前号イからハまでに掲げる区分に応じ、当該イからハまでに定める金額を超える申請者等にあつては、次に掲げる書類

イ　申請者等の前項第二号に規定する期間の属する年の前年の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに老人控除対象配偶者等の有無及び数についての市町村長の証明書

ロ　申請者等の控除対象扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類

ハ・ニ　（略）